

特別仕様書（污水处理施設）

1. 工事名称 入札公告のとおり
2. 設置場所 入札公告及び別紙図面のとおり
3. 総 則 本仕様書は、本工事に伴う特別な事項を示すことにより工事の適正を期するものである。

4. 一般事項

- (1) アフターサービス体制を常に充実させ、故障による修理は迅速に対処し、また定期点検を行うこと。
- (2) 污水处理運転マニュアル・管理マニュアル等により発注者が容易に運転管理できるような書類の整備及び運転指導に努めること。
- (3) 各種機械部品の保証期間は、最低1年以上とする。
- (4) 污水处理施設の電気工事の範囲は、動力設備として分電盤(ブロアー室及び機械室内に動力盤として別途建築工事により設置)から制御盤にいたる配線工事及び制御盤を含む以降の二次側配線工事とする。電灯・コンセント設備として分電盤(ブロアー室内に電灯盤として別途建築工事により設置)からの配線工事とする。電灯は2基とし、コンセントはアース付防水型2か所とする。
- (5) 給水工事の範囲は、污水处理施設直近までは別途建築工事とし、以降の給水工事とする。
- (6) 排水工事の範囲は、污水处理施設より5mの位置にある既設水路までとする。
- (7) 地盤調査を実施すること。その結果を踏まえて必要な地盤改良工事を行うこと。なお、地盤改良工事に掛かる費用については、別途契約のうえ対応することとする。
- (8) 工事期間中にある場合は、建設工事業者との打合わせを十分に行い建設工事との関連に支障のないようにすること。
- (9) 完成時には、係員の指示により処理施設本体に事業名・事業年度・事業実施主体名及び取組主体名を表示し、写真を提出すること。ただし、ロゴについては係員の指示による。
- (10) 引渡し後、適当な時期に原污水及び排出水の汚濁濃度を測定し、処理能力を実証すること。
- (11) 工事に必要な官公庁その他への手続きは、一切請負業者の負担で行う。
- (12) 近隣の居住者、所有者への保安及び振動騒音には、十分な対策を講じて工事を行う。もし、これらに関する注意及び苦情の申し出があった場合は、請負業者の負担において解決する。
- (13) その他、本工事の検査及び監査等に際し、速やかな対応に努めること。

5. 機能

以下の要件を全て適合する能力を有するものであること。

- (1) 処理対象：養豚糞尿排水
- (2) 規模：母豚700頭の繁殖農場
- (3) 日廃水処理量：36 m³程度（最大37 m³程度）
- (4) 処理方式：連続式活性汚泥法

- (5) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（愛知県）及び水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準（愛知県）等、関係法令が定める排水基準に適合すること

6. 提出書類（任意様式とする。無き場合は省略）

- (1) 落札後、別途指示する期日までに提出
- | | |
|----------------------------------|----|
| ア 実施設計書（施工図面、配置図、仕様書、内訳明細書、数量調書） | 4部 |
| イ 規模算定根拠 | 4部 |
| ウ 工程表 | 4部 |
- (2) 工事着手まで
- | | |
|------------------|---------|
| ア 現場代理人・主任技術者通知書 | 1部と写し1部 |
| イ 工事下請負届 | 1部と写し1部 |
| ウ 施工計画書 | 1部と写し1部 |
- (3) 工事施工中
- | | |
|-------------|---------|
| ア 実施工程表 | 1部と写し1部 |
| イ 追加・変更工事図書 | 4部 |
- (4) 工事完了まで
- | | |
|-----------------|---------|
| ア 完了届 | 1部と写し1部 |
| イ 出来高設計図書 | 4部 |
| ウ 工事写真 | 2部 |
| エ 主要機器の取扱い説明書 | 2部 |
| オ 工事記録 | 1部と写し1部 |
| カ 出来形成果総括表 | 1部と写し1部 |
| キ 材料検収簿・出荷納品証明書 | 1部と写し1部 |
| ク 品質記録・試験成績表 | 1部と写し1部 |
- (5) その他提出書類
発注者の指示による。